

## 大阪歯科大学医療保健学部社会福祉士コースに関する細則（改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">大阪歯科大学医療保健学部社会福祉士コースに関する細則 (趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、大阪歯科大学医療保健学部履修規程第19条第2項の規定に基づき、大阪歯科大学医療保健学部（以下「本学部」という。）における社会福祉士コース（以下「本コース」という。）の履修等について定める。</p> <p style="text-align: center;">(入学定員)</p> <p>第2条 本コースの<u>入学定員</u>は15名とする。 <u>2 本コースへの入学希望者が15名を超えたときは、面接等で意欲、態度等を確認し、選抜を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(修業年限)</p> <p>第3条 本コースにおける修業年限は4年とする。</p> <p style="text-align: center;">(履修者)</p> <p>第4条 本コースの授業科目を履修できる者は、本学部に入학을許可された者とする。 <u>2 第2年次以降、本コースでの履修を希望する者に対して、次の各号について確認し、選抜を行う。ただし、原級止めとなった者の本コースでの履修は認めない。</u></p>	<p style="text-align: center;">大阪歯科大学医療保健学部社会福祉士コースに関する細則 (趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、大阪歯科大学医療保健学部履修規程第19条第2項の規定に基づき、大阪歯科大学医療保健学部（以下「本学部」という。）における社会福祉士コース（以下「本コース」という。）の履修等について定める。</p> <p style="text-align: center;">(定員)</p> <p>第2条 本コースの定員は、15名とする。</p> <p style="text-align: center;">(修業年限)</p> <p>第3条 本コースにおける修業年限は4年とする。</p> <p style="text-align: center;">(履修者)</p> <p>第4条 本コースの授業科目を履修できる者は、本学部に入학을許可された者とする。 <u>2 本コースとシステム口腔工学コースの同時履修はできない。</u></p>

(1) 面接等による意欲、態度等

(2) 当該希望者の所属学科における単位の修得状況、成績及び GPA

(履修科目)

第5条 本コースにおいて、社会福祉士国家試験受験資格の取得に必要な授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 前項に規定する授業科目及び単位数は、本学部の卒業所要単位とはしない。

(修得証明書)

第6条 前条に規定する授業科目及び単位数を修得した者に修得証明書を交付する。

3 第2学年以降、本コースでの履修を希望する者に対して、次の各号に関する状況を確認の上、選抜を行い、本コース履修生を決定する。

(1) 意欲・態度、基本的マナー、コミュニケーション能力等

(2) 所属学科における成績及び GPA

4 本コースの履修を認められた者であっても、その後、次の各号に掲げる場合は、本コースでの履修を取り消すことがある。

(1) 意欲・態度、基本的マナー、コミュニケーション能力等の観点から継続が困難であると判断された場合

(2) 別表に掲げる科目のうち1科目以上不合格になった場合

(3) セメスターごとの成績評価において、所属学科の必修科目の GPA が 2.0 以上低下した場合

(4) 原級止めとなった場合

(履修科目)

第5条 本コースにおいて、社会福祉士国家試験受験資格の取得に必要な授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(修得証明書)

第6条 前条に規定する授業科目及び単位数を修得した者に修得証明書を交付する。

(費用)

第7条 第2学年以降、本コースの履修を認められた者は、別途定める時期に

附 則

- 1 この細則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、2 0 2 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表については、2 0 2 1 年度入学生から適用し、2 0 2 0 年度以前入学生は、なお従前の例による。

本コースの費用を納入しなければならない。

2 既納の前項の費用は、いかなる理由があっても返付しない。

附 則

- 1 この細則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この細則は、2 0 2 1 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表については、2 0 2 1 年度入学生から適用し、2 0 2 0 年度以前入学生は、なお従前の例による。

3 この細則は、2 0 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2 0 2 4 年度以前入学生は、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

指定科目	本コースにおける授業科目	単位数
医学概論	医学一般Ⅰ	1
	医学一般Ⅱ	1
心理学と心理的支援	心理学Ⅰ	1
	心理学Ⅱ	1
社会学と社会システム	社会学	2
社会福祉の原理と政策	社会福祉論Ⅰ	2
	社会福祉論Ⅱ	2
社会福祉調査の基礎	社会調査学	1
	社会福祉調査学	1
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワーク論Ⅰ	2
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	ソーシャルワーク論Ⅱ	2
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅲ	2
	ソーシャルワーク論Ⅳ	2
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワーク論Ⅴ	2
	ソーシャルワーク論Ⅵ	2
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論Ⅰ	2
	地域福祉論Ⅱ	2
福祉サービスの組織と経営	福祉経営論	2
社会保障	社会保障論Ⅰ	2
	社会保障論Ⅱ	2
高齢者福祉	高齢者福祉論	2
障害者福祉	障害者福祉論	2
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉論	2
貧困に対する支援	公的扶助論	2
保健医療と福祉	医療制度Ⅰ	1
	医療制度Ⅱ	1
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見論	2
刑事司法と福祉	更生保護論	2
ソーシャルワーク演習	社会福祉演習Ⅰ	1
ソーシャルワーク演習(専門)	社会福祉演習Ⅱ	1
	社会福祉演習Ⅲ	1
	社会福祉演習Ⅳ	1
	社会福祉演習Ⅴ	1
	社会福祉演習Ⅵ	1
ソーシャルワーク実習指導	社会福祉実習指導Ⅰ	1
	社会福祉実習指導Ⅱ	1
	社会福祉実習指導Ⅲ	1
ソーシャルワーク実習	社会福祉実習Ⅰ	2
	社会福祉実習Ⅱ	6

※1 すべての授業科目を必修とする。

別表（第5条関係）

指定科目	本コースにおける授業科目	単位数	備考
医学概論	医学一般Ⅰ	1	本学部の必修科目
	医学一般Ⅱ	1	本学部の必修科目
心理学と心理的支援	心理学Ⅰ	1	本学部の必修科目
	心理学Ⅱ	1	本コース履修生のみ受講可
社会学と社会システム	社会学	2	本学部の必修科目
社会福祉の原理と政策	社会福祉論Ⅰ	2	本学部の必修科目
	社会福祉論Ⅱ	2	
社会福祉調査の基礎	社会調査学	1	本学部の必修科目
	社会福祉調査学	1	本コース履修生のみ受講可
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワーク論Ⅰ	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	ソーシャルワーク論Ⅱ	2	
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワーク論Ⅲ	2	本コース履修生のみ受講可
	ソーシャルワーク論Ⅳ	2	本コース履修生のみ受講可
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワーク論Ⅴ	2	本コース履修生のみ受講可
	ソーシャルワーク論Ⅵ	2	本コース履修生のみ受講可
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論Ⅰ	2	本コース履修生のみ受講可
	地域福祉論Ⅱ	2	本コース履修生のみ受講可
福祉サービスの組織と経営	福祉経営論	2	本コース履修生のみ受講可
社会保障	社会保障論Ⅰ	2	本学部の必修科目
	社会保障論Ⅱ	2	本コース履修生のみ受講可
高齢者福祉	高齢者福祉論	2	
障害者福祉	障害者福祉論	2	本コース履修生のみ受講可
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉論	2	本コース履修生のみ受講可
貧困に対する支援	公的扶助論	2	
保健医療と福祉	医療制度Ⅰ	1	本学部の必修科目
	医療制度Ⅱ	1	本学部の必修科目
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見論	2	本コース履修生のみ受講可
刑事司法と福祉	更生保護論	2	本コース履修生のみ受講可
ソーシャルワーク演習	社会福祉演習Ⅰ	1	
ソーシャルワーク演習(専門)	社会福祉演習Ⅱ	1	本コース履修生のみ受講可
	社会福祉演習Ⅲ	1	本コース履修生のみ受講可
	社会福祉演習Ⅳ	1	本コース履修生のみ受講可
	社会福祉演習Ⅴ	1	本コース履修生のみ受講可
	社会福祉演習Ⅵ	1	本コース履修生のみ受講可
ソーシャルワーク実習指導	社会福祉実習指導Ⅰ	1	本コース履修生のみ受講可
	社会福祉実習指導Ⅱ	1	本コース履修生のみ受講可
	社会福祉実習指導Ⅲ	1	本コース履修生のみ受講可
ソーシャルワーク実習	社会福祉実習Ⅰ	2	本コース履修生のみ受講可
	社会福祉実習Ⅱ	6	本コース履修生のみ受講可

※1 備考欄が空欄の科目は本コース履修生以外も受講可。